

摂津市議会

総務建設常任委員会記録

令和2年6月15日

摂津市議会

目 次

総務建設常任委員会

6月15日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、審査案件-----	1
開会の宣告-----	2
市長挨拶	
委員会記録署名委員の指名-----	2
議案第37号所管分の審査-----	2
質疑（松本暁彦委員、弘豊委員、藤浦雅彦委員、南野直司委員）	
議案第56号の審査-----	15
質疑（松本暁彦委員）	
議案第57号の審査-----	16
質疑（松本暁彦委員、弘豊委員）	
議案第67号の審査-----	18
補足説明（消防長）	
議案第58号の審査-----	19
質疑（松本暁彦委員、弘豊委員、南野直司委員）	
採決-----	24
所管事項に関する事務調査について-----	25
閉会の宣告-----	25

総務建設常任委員会記録

1. 会議日時

令和元年6月15日(月) 午前 9時58分 開会
午前11時53分 閉会

1. 場所

301会議室

1. 出席委員

委員長 野口 博 副委員長 南野直司 委員 藤浦雅彦
委員 弘 豊 委員 三好義治 委員 松本暁彦

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正 副市長 奥村良夫
市長公室長兼同室次長 大橋徹之 人事課長 浅尾耕一郎
総務部長 山口 猛 総務部理事 辰巳裕志 総務課長 川本勝也
防災危機管理課長 川西浩司 財政課長 森川 護
市民税課長 妹尾紀子 固定資産税課長 藤原英昭
納税課長 船寺順治
選挙管理委員会・監査委員・公平・固定資産評価審査委員会事務局長 橋本英樹
同局次長 菰原知宏
消防長 明原 修 消防本部次長兼消防署長 橋本雅昭
消防本部参事兼消防総務課長 松田俊也 警防第2課参事 小田原利博

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 牛渡長子 同局主幹兼総括主査 香山叔彦

1. 審査案件(審査順)

議案第37号 令和2年度摂津市一般会計補正予算(第4号)所管分
議案第56号 摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議案第57号 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議案第67号 摂津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件
議案第58号 摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件

(午前9時58分 開会)

○野口博委員長 ただいまから総務建設常任委員会を開会いたします。

理事者から挨拶を受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

昨夜来、全国あちこちで大雨により警報等々出ていたようですが、きょうは、大阪府は梅雨の合間といいますか、いいお天気でございます。中学校ではいよいよ入学式もきょうは行われております。そんな中、お忙しい中ではありますが、委員各位には、総務建設常任委員会をお持ちいただきまして大変ありがとうございます。本日は、先日の本会議でこの委員会に付託されました案件について、ご審査をいただきますが、何とぞ慎重審査の上、ご可決いただきますようよろしくお願いいたします。

一旦退席します。

○野口博委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名員は、藤浦委員を指名いたします。

審査の順序につきましては、お手元に配付しています案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

暫時休憩いたします。

(午前10時 休憩)

(午前10時1分 再開)

○野口博委員長 再開します。

議案第37号所管分の審査を行います。

本件につきましては、補足説明を省略し、質疑に入ります。

松本委員。

○松本暁彦委員 おはようございます。

それでは、何点か質問をさせていただきます。

まず。

まず、9ページの歳入、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金というところ、約1億6,500万円について、以前の臨時会でも話が上がりましてけれども、改めてどのような用途をお考えなのか、概要についてお聞かせください。

続きまして、13ページ、歳出、公共施設整備基金積立金、これについて概要を教えてください。

続きまして3点目、15ページの選挙費のところではビニールシートスタンド借上料となっております。これについては新型コロナウイルス感染症対応でのところと認識をしておりますけれども、改めて選挙管理委員会として、この借り上げ料を含めて、この対策についてどのようにお考えなのか、お聞かせください。

続きまして、4点目、19ページの消防費のところ、常備消防費の消耗品費で約1,400万円、消防署のほうでは約1,300万円というところで、この金額について内容を教えてください。

同じく備品購入品費の消防器具費で約900万円、この内容についてもお聞かせください。

最後6番目、災害対策費の防災器具費の約180万円、この内容についてお聞かせください。

以上です。

○野口博委員長 森川課長。

○森川財政課長 それでは、財政課に係ります2点のご質問にお答えさせていただきます。

まず1点目、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億6,542万4,000円の用途についてでございますけれども、この新型コロナウイルス感染症

対応地方創生臨時交付金につきましては、実施計画の提出が必要となっております、現在提出は済んでおります。

実施計画に記載いたしました内容としましては、本市の補正予算（第1号）で計上いたしておりました新型コロナウイルス感染症対策小規模事業者等激励金事業や、ひとり親家庭激励給付金事業、補正予算（第2号）での休業要請支援金給付事業、補正予算（第3号）での医療従事者応援給付金給付事業など、また当初予算にて計上しております人件費でありますけれども、離職や内定取消し等により、就労機会を失った方々を本市事務補助員として雇用する費用、これを計上し提出いたしております。充当先としては、これらの内容でありまして、交付限度額につきましては1億6,542万4,000円ですけれども、実施計画として提出している金額につきましては、3億5,328万8,000円となっております。

次に、公共施設整備基金積立金の概要でございますけれども、こちらにつきましては、吹田操車場跡地まちづくり事業に関するものであります。基盤整備は完了しておりますけれども、基盤整備に伴う家屋補償や保留地における支障物撤去費、土壤汚染対策費としての余剰金というのを残しておりました。今回、対策費等の執行が完了しまして、余剰金の執行金額、これが確定したことによりまして、残額につきましては、都市再生機構負担金として1億8,858万2,000円、これを雑入として受けるものでございます。その全額につきまして、公共施設整備基金に一旦積み立てるという内容でございます。

以上でございます。

○野口博委員長 菰原局次長。

○菰原選挙管理委員会・監査委員・公平・固定資産評価審査委員会事務局次長 それでは、松本委員の3番目の質問でございます。

ビニールシートスタンド借上料について、それに併せて新型コロナウイルス感染症対策についてご答弁申し上げます。

ビニールシートスタンド借上料につきましては、各投票所におきまして、受付、用紙交付等の各箇所にビニールシートを張り、新型コロナウイルス感染症の飛散防止に努めるものでございます。他の新型コロナウイルス感染症対策としましては、投票所などにおきまして咳エチケットの徹底やマスクの着用、消毒液の設置、また換気を頻繁に行うなどを予定しております。

また、期日前投票を活用ということも国からの通知がございまして、今回フォルテ摂津の301会議室において9月15日、16日、この2日間になりますが、ゆうゆうホール鳥飼西に加えまして、臨時期日前投票所を設ける予定でございます。この期日前投票の活用により、当日選挙に来られる有権者の皆様の混雑解消に努めるほかにも、総務省から過去6回にわたって通知がございました。その内容に沿って感染症対策に努めまして、市民の安全・安心の下に投票を行うため補正予算を組ませていただいております。

以上でございます。

○野口博委員長 小田原参事。

○小田原警防第2課参事 消防署所管分の消耗品費及び備品購入費についてお答え申し上げます。

消耗品費につきましては、新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴う急激な消耗品の使用数の増加により、現在備蓄資材を使用しているため、備蓄品の増強及び今後の

新型コロナウイルス感染症の対応用として感染防止衣上下、N95マスク、サージカルマスク、ゴム手袋等の購入でございます。また、備品購入費につきましては、救急搬送をする市民、付き添う家族及び消防職員を新型コロナウイルス感染症から守るため、室内、車内及び資機材除染用のオゾンガス発生装置でございます。

以上でございます。

○野口博委員長 川西課長。

○川西防災危機管理課長 松本委員がご質問の災害対策費の中の備品購入費でございます。この内容なんですけれども、避難所運営に係ります3密対策、コロナウイルス感染症の蔓延防止に伴って使いますパーティションでありましたり、換気用の扇風機、これを用意するための費用でございます。具体的には水害時に浸水しない三つの市内の安全な避難所、千里丘小学校、千里丘公民館、旧三宅小学校の体育館、この3か所を拠点といたしますので、この3か所へのパーティションと扇風機の配備でございます。

以上でございます。

○野口博委員長 松本委員。

○松本暁彦委員 それでは、2回目、おおむね要望で終わりたいと思います。

まず1点目の臨時交付金については、約1億6,500万円、既に計画として国に約3億5千万円分を提出されているというところは理解をいたしました。この約3億5千万円の中で、約1億6,500万円が使われるのかなと予想はするところですが、これ以外でようやく国のほうでも第2次補正予算というものが通り、また新たな地方創生臨時交付金がこれから検討されるかとは思いますが、それについてはこの約3億5千万円の残りを

充てるのか、どのようにお考えなのか、お聞かせください。

あと、公共施設整備基金積立金については理解をいたしました。この内容については駅前等再開発特別委員会の所管になるかと思しますので、これについては以上です。

そして投票所についての新型コロナウイルス感染症対策を徹底していくというところで理解をいたしました。期日前投票もふやすというところでフォルテ摂津を追加したということについては理解をいたしました。ぜひこのような状況においてもしっかりと投票率を維持して、あるいは向上させて、市民のこういう点もしっかり反映できる体制づくりを努めていただければと思います。この点についても以上です。

続きまして、消防費の消耗品費のところですが、ごみ手袋、N95マスク、そういったところを購入していくと理解をいたしました。よくニュースでも救急車の隊員については全てフル装備で行くとお聞きしておりますけれども、本市についてもどのようなのか、どのような救急体制で今行っているのか、改めてお聞かせください。

そして消防器具費でオゾンガス発生装置を購入するということですが、このオゾンガス発生装置についてはどのようなメリットといますか、効果があるのか、ちょっと分かりませんので、それについて教えてください。

最後、防災器具費のところ、浸水被害にならない地域の場所の3密対策を行う備品を購入するということで、理解をいたしました。ただ、これもし洪水じゃなく地震が起きた際の避難所については、当然

鳥飼地域のほうも避難所としての体育館等が運用されるかと思えますけれども、これについてはどうお考えなのか、お聞かせください。

以上です。

○野口博委員長 森川課長。

○森川財政課長 それでは、地方創生臨時交付金、国の第2次補正予算において2兆円が計上されましたけれども、その件について説明をさせていただきます。

まず、今回の1億6,542万4,000円ですけれども、こちらにつきましては、国の第1次補正予算で成立しましたうちの第1次配分額となっております。今後、第2次配分額、それから今回2兆円追加されました配分額について、国により交付限度額の通知があるものと考えております。

その使い道でありますけれども、本市におきましては、先ほど申しました第1号から第3号の分に加えまして、今回の第4号の分を合計しました新型コロナウイルス感染症関係予算での本市負担額は約10億円となっております。これら10億円の中から限度額の分を配分することになると考えております。

○野口博委員長 小田原参事。

○小田原警防第2課参事 それでは、救急隊の新型コロナウイルス感染症対応を含む装備についてお答えいたします。

救急隊の装備は、一般的な出動は、ゴーグル、サージカルマスク、感染防止衣の上、手袋で対応しておりまして、新型コロナウイルス及び類似症状については、ゴーグル、N95マスク、感染防止衣上下、手袋を装備して活動しておりまして、1月29日から5月31日までの出動件数は約1,500件でありまして、その約9割、あと消防隊の応援とかいろいろありますので、約1,

500件ほどこのような装備をして出動しております。

もう一つ、オゾンガス発生装置の効果についてでございますが、新型インフルエンザウイルスを初め、天然痘ウイルス、結核菌、大腸菌、黄色ブドウ球菌、塩素ガス、アンモニア等、ウイルス、細菌及び化学物質などの除染が可能な実績のある除染装置で、令和2年5月14日には新型コロナウイルスの除染に有効であると奈良県立医科大学が研究発表しておりまして、また、エボラウイルス、MERS、SARSにも効果があるとされております。

以上でございます。

○野口博委員長 川西課長。

○川西防災危機管理課長 それでは、2回目のご質問にお答えいたします。

避難所の3密対策で、震災の場合はというお問い合わせなんですけれども、本市で最大見込まれています震災の避難想定数ですけれども、上町断層帯地震Aの1万1,000人ということになっております。これを市内30か所ございます避難所に収容した場合、3密を避けるのに必要と言われていた一人当たり4平米、これは確保できる面積でございます。また、もし感染防止用の段ボールパーティション、これが必要と判断しました場合は、市内企業と防災協定、これを結んでおりますので、発災後、市の要請に応じまして、速やかに各避難所に段ボールパーティションを配送いただく。こういう形で対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○野口博委員長 松本委員。

○松本暁彦委員 それでは、まず臨時交付金の件につきましては、約10億円分を新型コロナウイルス感染症対策で市として

は使用していると。その中でできる限りそこで国の交付金でしっかりと賄っていきたいという認識かと理解をいたしました。ぜひ、新型コロナウイルス感染症対策、いろいろとしっかりとさせていただいております。その中で財政的な負担というの大きなものかと思っております。しっかりと国のそういった交付金というのぜひ活用していただければと思います。

これについては以上です。

消防のほうにつきまして、救急出動につきましては約1,500件、フル装備でしっかりと行っているというところを理解をいたしました。結構負担というの大きなものとニュース等でも実際されております。私のほうも、特にこれからは暑くなってまいります。そういったフル装備での熱中症対策というのもしっかりと気を使っていただいて、しっかりと任務に遂行していただければと思います。

この件は以上です。

次に、オゾンガスの発生装置というところで、ウイルス対策でしっかりと効果があるというものを理解いたしました。せっかくこれを購入されたということで、様々なことを踏まえ、ほかにもいろいろ活用できるのかなと思っております。ポータブルとお聞きしておりますので、本来必要であれば、それを貸し出すなり有効に活用するというのもぜひ検討していただければなと思います。

最後、防災器具費のところ、地震においては30か所の避難所、3密対策は、市内企業等を使っていくというところで認識をいたしました。その中で優先的に、予算の関係もあって3か所優先したと理解をいたしました。この避難所、3密対策等については、国のほうも力を入れていると

お聞きをしております。そういった際に、しっかりと市ではできないところも国と府と市と連携して速やかな対応、そして市内企業との連携、防災協定をしっかりと引き続き進めていって対策を推進していただければと思います。

以上で、質問を終わります。

○野口博委員長 松本委員の質問が終わりました。

弘委員。

○弘豊委員 おはようございます。私のほうからも数点質問しておきたいと思いません。

最初に先ほど松本委員のほうからも質問がありました新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金についてでありますけれども、これは要望にしておこうかなというふうに思うんですけれども、この間、国のほうも第1次補正予算、第2次補正予算と予算をつけていますし、摂津市のほうも臨時会の中で繰り返し市独自の対策にも取り組むんだというようなこと、今回は第3弾の支援策というようなことも打ってきておられるわけですがけれども、なかなか国の制度が市民に届くまでに随分と時間がかかってしまっているなということが問題として取り上げられている中で、本当に生活が大変なところ、事業をされている方、今後も事業を継続していくのが困難だというようなところに1日も早くということで、要望されているところが届いてこないということの声なんかも寄せられているところでありますけれども、国の施策、こういうのが出てくるからという、それ待ちにならない市の対応というようなこと、これまでもやっつけられているなと思っておりますけれども、引き続き市民の実態をしっかりとつかんで

いただいて、必要な施策について取り組んでいていただきたいということで、今度の新たな2兆円の補正予算の分、その辺りのところについても有効な手段を講じていただきたいというようなことでお願いしておきたいと思います。

次に、歳出で選挙管理委員会に関わるところです。

先ほど、新型コロナウイルス感染症対策に関わってこの追加の補正で上げておられるというようなことでご説明がありました。今の状態で、新型コロナウイルスの感染予防というようなことでやられている状態と、先月のような緊急事態宣言が発せられているような状態と、どういう場合を想定してということについて、状況によってやらないかん、そういう対策というのが違ってくるのか。実際、茨木市や大東市ではこの間、緊急事態宣言の中でも選挙をされてきた自治体があるかと思うんですけども、そういったところの状況を想定して、今回の予算なのかどうなのかということ聞いておきたいと思います。

それと最後、もう1点、消防に関わってなんですけれども、救急の際の消耗品費の中で、感染防止衣やマスクやというようなことで、先ほどの答弁の中であったかと思うんですけども、3月の予算審査のときに感染症が疑われるケースで救急で駆けつける際に、そういう防護衣、そういうのはどれぐらい備蓄としてありますかということでお聞きしたときに、たしか500着程度というようなことでお答えがあったかなと思うんですが、先ほど出動が約1,500件あってというようなことでおっしゃられたと思うんです。装備は、出動の対応の状況によっては変わっているというようなことはお伝えいただいているか

なと思うんですが、実際フルセットの防護衣というのはどれぐらい使って、今後どれだけまた追加で配備しないといけないのかということ、その点についてできればお聞かせいただけたらと思います。

○野口博委員長 菰原局次長。

○菰原選挙管理委員会・監査委員・公平・固定資産評価審査委員会事務局次長 それでは、弘委員からの選挙に関わります新型コロナウイルス感染症対策の状況によっての判断という部分での内容についてご答弁申し上げます。

委員からのご質問のとおり、緊急事態宣言が出されたこと、またその前からも国からは選挙に関しては通知が来ているところでございます。4月12日には茨木市で市長選、市議補選の選挙がございまして、これがまさに緊急事態宣言の最中での選挙でございました。そのときの対策の内容も本市としては参考にさせていただきました。予算計上しているところでございます。茨木市においては使い捨てるえんぴつとか、あとは記載台の間隔を空けるなどの対策がとられておりましたが、その後も日々、感染症対策の常識が変化していると認識しております。先ほどご答弁させていただきましたビニールシートも4月の段階では一般的ではなかったと思います。その後、フェイスシールドとかも出てきているところでございます。9月20日が選挙期日ということで、まだ3か月余り時間はございますけれども、その都度の最適な対策というのは、選挙管理委員会事務局としても考えていきたいと思っております。今回の予算につきましては、緊急事態宣言の最中での通知、それを加味しての予算計上となっております。

以上でございます。

○野口博委員長 小田原参事。

○小田原警防第2課参事 感染防止衣等のご説明ですけれども、3月の本委員会でご説明させていただきました数量につきましては、500件分ということでお伝えしております、3名分掛ける500件でございますので1,500着ということになってございます。現在、入荷が困難であるとか、使用数の増加によってその備蓄を使っている状況でございまして、なかなか算定の数量というのは出動の種類とかいろんなものによってちょっと算定は難しいところがありますけれども、今回につきましては、その増強分を1,000件分ということで3,000着、それプラス10か月分の出動を1,000件と想定いたしまして、合わせて6,000着というふうな算定で予算計上をさせていただいております。

以上でございます。

○野口博委員長 弘委員。

○弘豊委員 ありがとうございます。

それでは、2回目の質問なんですけれども、選挙管理委員会のほうで、やはり直近の茨木市でやられた分を参考にしてということなんですけれども、その後もいろいろと対策で、日々ああいうことが有効じゃないかみたいなこと、こういうことができるんじゃないかというようなことが出てくる。そういったものをしっかりとまた取り入れていってもらえたらというふうには改めて思います。なかなか空気清浄機みたいなのが有効なのか、先ほど消防のほうではオゾンガス発生装置みたいな、そういう専門的なものまではなかなか各投票所に配備するみたいなことには多分ならないんだと思うんですけれども、市民の皆さんが萎縮して選挙に行けないというよう

なことはやっぱり避けていかないといけないということの中では、より安心して投票に行ける環境づくりということを努力してもらいたいと思います。

それも踏まえて、先ほど来、フォルテ摂津の3階、新たな期日前投票所に設定するということでもありますけれども、千里丘駅の近くということでしたら、場所的には通勤の方も便利に使えるのかなとは思いますが、一方で鳥飼と、千里丘と、市役所から見たら端と端のほうにというふうなことで、今回設定されているとは思いますが、期日は2日ということでもありますし、近年の期日前投票が随分と市民の方も利用がふえてきている中で、市役所とフォルテ摂津、市役所とゆうゆうホール鳥飼西、そういうような体制でいいのかどうかということからすれば、さらに1か所ふやすみたいな、そういったことができないのか。仮にするとしたらどんな課題があるのか、お答えいただきたいと思います。

それと消防のほう、おっしゃられた感染防止衣の購入で、なかなか品薄になってということをおっしゃられましたけれども、大阪府は医療現場で雨がっぱを寄附してもらいたいことを申されたみたいな、そんなことも随分と報道になっていたりしましたけれども、やっぱり救急できちっとやっぱり職員の安全等、患者の命と健康を守っていくという点からもやっぱり切らせてはならないというふうな、そういうところからしたらしっかりと入手してもらう、やっぱり配備しておくということが大事だと思います。予算は計上されたけれども、なかなか聞くところによると、例えば体温計とか、そういったものは、今購入が随分と難しくなっているというこ

とだったり、マスクのほうはようやく大分市場に出てきましたけれども、一時は本当になかなか手に入りにくいということもありましたし、こういう専門的に必要なものということの配備ということで、ぜひ今後とも取組をきちんとやっていただきたいと要望としておきたいと思います。

○野口博委員長 菰原局次長。

○菰原選挙管理委員会・監査委員・公平・固定資産評価審査委員会事務局次長 それでは、再度のご質問でございます。

臨時の期日前投票所につきまして、フォルテ摂津301である理由、それと同時に3か所開設に関してのご質問にお答えさせていただきます。

まずフォルテ摂津301に決めた理由としましては、委員のご質問のとおり位置的なものがまずございます。市役所、安威川以南ではゆうゆうホール鳥飼西に設置しておりますが、安威川以北での設置がございませんでした。また有権者数の推移として、千里丘新町の人口が増加しており、その部分でもやはり安威川以北には設置すべきと判断いたしました。

続きまして、同時に3か所期日前投票所を設置できないかというご質問でございますけれども、臨時の期日前投票所に使用している投票システムを火・水、フォルテ摂津301で使用し、中1日空けまして、金・土、またゆうゆうホール鳥飼西ということで使用する予定でございます。現状の選挙管理委員会事務局の人員、資源等を考慮すると、なかなか同時に3か所というところは難しい状況でございます。しかしながら今回新たに臨時期日前投票所を設けての有権者の投票動向の結果を見ながら、またそのことについても研究してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○野口博委員長 弘委員。

○弘豊委員 現状の人員や支援では、なかなか同時に三つ会場を設けるのが難しいというふうなことでのお話でありましたけれども、実際問題、やっぱり期日前投票というのが年々選挙のたびにと言っているぐらい利用者がふえていきますよね。それに今回、また新型コロナウイルス感染症の関係で投票所が密になるようなところは、市民の皆さんもむしろ先に行っておこうかなみたいなことになってくるかと思うんですよ。そのときに行ったらやっぱり密だったみたいなことになりかねないなというふうな気がしていて、そういった点からしましたら、ぜひやってもらいたいことの一つということですので、今後検討をまたしていただけたらと、9月までまだ期間がありますのでよろしく願いしておきたいと思います。

以上です。

○野口博委員長 弘委員の質問は終わりました。

藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 おはようございます。質問がたくさん出ましたので、要望も踏まえてになりますが、質問をさせていただきたいと思います。

最初の新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金のお話ですが、先ほど来のお話ですと、今回の実施計画では約3億5,000万円を出しているということで、実際これまでの第4次補正予算まで全部入れると10億円ぐらいの負担になっているということでございました。今回、財政調整基金から5億円ほどを取り崩しているということですので、今の発言を聞いていると、もう少しこの第1次補正予算の分

でもあるんだろうと思うんですけども、第2次補正予算の分が2兆円なので、そうしたら3億円、ないし4億円あると思うんですけども、それを足しても10億円にはならないわけで、考え方としてそういう組み替えをすることもあり得るのか。それとも第2次補正予算の中では新しい生活様式への対応など事情に応じてさらに使ってくださいということになっていますから、この感染症が長引く中でさらにいろんなことが出てくると思うんですけども、その辺の考え方、ちょっと幅が広がりますが、今後の支援策、市としての考え方とこの臨時交付金のことと併せて一度お答えいただきたいと思います。

それから事務執行適正化第三者委員会委員報酬ですけれども、これ後で条例のところでは審査があると思うんですけども、平成30年度に誤った税の還付処理を行ったことが令和元年10月に大阪府からの指摘で誤りが発覚したということで、新聞にも報道されました。現在は、新聞によると返還訴訟をするということも載っていましたけれども、今回不適切な事務処理等を解明して、そして原因を究明するための調査、審議、並びにその原因となった内部統制及びコンプライアンスに関する課題を調査、審議するために専門家を含めて4人程度の第三者委員会を設置すると、その費用ということですが、今回132万円計上されていますけれども、大体どれぐらいの回数の会議を開いてもらおうということになっているのかということについて、まず質問したいと思います。

それから水道事業会計繰出金、これは繰出し部分だけでは総務建設常任委員会の所管ということですが、水道減免については、随分反対をされている方がお

られたという中で、最終的には今回、実施をされるということになりました。そのことについては、大変高く評価をしたいと思います。その金額については、一般会計から補填をされるということでございますが、1件1件にしたら、余り大きくない、少ない減免額になりますけれども、しかし、しっかりとこれは我々も含めてPRをして、市民に訴えていきたいと思ひますし、また今後もこういう市民に寄り添った一人も残さない支援策の実施をお願いしたいということで、これは評価と要望ということにしておきたいと思ひます。

次に選挙費についてですが、先ほど来、期日前投票の投票場所を今回、千里丘のフォルテ摂津でやるということですが、これはやっぱりせつかくやるんですから、アナウンス、つまり広報が非常に大事だと思うんですね。多くの人に利用していただいて、これはこれでしっかり成果を上げて定着をさせていただきたい。その上で、さらに場所もふやすことも検討していただきたいということで、まずこれしっかりとアナウンスをして、人が多くなり過ぎて、これが密になるとまた問題になりますけれども、その対策もしっかりやっていただいて。何でかという、やっぱり買い物に来て、そのついでに投票ができるという、非常に理想的なスタイルだと思うんですね。吹田市もイズミヤの中のスペースで前々回から投票を始めていますけれども、そういうついでにやってもらおうという非常に合理的な考え方で私はいいなと思ひますので、あとはやっぱり広報、PRだと思いますからしっかりとお願いしたいと思います。これも要望です。

それから常備消防費の先ほどのオゾンガス発生装置のお話でございます。それぞ

れ派出所等、本庁にも置かれるということで、性能がポータブルなものから、本庁に置かれるのは少し規模の大きなものだとお聞きをしていますけれども、ちょっとこの辺、もう少し詳しく、その性能の部分を教えていただきたいと思います。

それから最後に、災害対策費についてでありますけれども、今回非常にしっかり準備をするようにということで、コロナ禍における大規模災害等の対策を考えてくださいというようなことが出ています。今回パーティション、そういうのを高くするための費用なんかを一部取りましたということですが、いろいろ先日の読売新聞には、一面を使って、こういう避難所のこういう計画にする必要があるみたいなことで、絵まで載せてありましたけれども、これからまだまだ検討していかなあかんことがたくさんあると思うんですね。例えば大阪府からこれ6月に避難所運営マニュアル指針というのが出されています。それにもいろいろ細かく書いてありますけれども、こういうものにもしっかり対応していかないといけないということもありますし、また国からも内閣府統括官というところが発信の今はコロナ禍でなかなかボランティアが地方から、他方から来てもらうことは難しい。だから前もって市内のいろんなボランティア団体としっかり連携を取って、いざというときの備えをしなければいけませんよということが発信をされています。いよいよ梅雨に入って、昨日も市長言われていましたが警報が出るとか、一昨年の西日本豪雨は、ちょうど梅雨の最後のときでしたけれども、そういうときにあって、洪水を警戒してそういう対応もしている。地震対策も当然大事ですが、洪水に対する備えもしっかり考え

ておこなあかん。これは大事なことだと思うので、まだまだ細かいところをしっかりと検討して、市民に安心・安全をしっかりとやっていかないといけないということをおもうんです。これは一般質問でしますからね、これは予告だけにしておきます。

以上です。

○野口博委員長 森川課長。

○森川総務部財政課長 それでは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に関するご質問にお答えさせていただきます。

今後の部分の組み替えの話でございますけれども、これまで補正予算第1号から第3号に計上しました市単独事業分につきましても、まず一般財源として財政調整基金の取り崩しにて、その時点では予算計上しておりました。今回、地方創生臨時交付金として歳入で1億6,542万4,000円、この配分があったわけですが、この内容につきまして、財源振替として補正予算書の16ページにございますように、まず一つは、款3の民生費、項2児童福祉費、目4ひとり親家庭福祉費のほうにまず財源振替を行っております。もう一つは、同じく16ページの款6商工費、項1商工費、目2商工振興費のほうで財源振替というのを行っております。今後入ってくる部分につきましても、今回一旦は、財政調整基金の取り崩しとしておりますけれども、今後は、特定財源としての振り替えを行うことを予定しております。

○野口博委員長 奥村副市長。

○奥村副市長 それでは、今後の対応ということで、新型コロナウイルス感染症対策はどうするんだというご質問がございました。私のほうから答弁をさせていただきます。

ちょっと振り返ってみますと、補正予算は今回で第4号になります。従前でしたら今の定例会のときには、補正予算第1号ということなんですが、過去、先月も臨時会を開いていただきました。そういう部分では、今回非常にたくさんの補正をさせていただいています。

ちょっと振り返ってみますと、補正予算第1号のときに、市の単独事業として、ひとり親家庭に対する激励給付金、それから小規模事業者等への激励金、これは収入の減少等に鑑みまして、大阪府2分の1、市が2分の1、こういうことで補正をさせていただきました。それから補正予算（第3号）のときには、医療従事者の応援給付金、これは市独自でやらせていただいています。それから今回、補正予算（第4号）といたしましては、感染症対策の検体採取補助金、それから中小企業の資金融資の保証金の補助、それからスクラッチカード発行事業、それからセッピィ子育て応援商品券の発行事業、それから水道料金減免ということで、補正予算第4号の趣旨といたしましては、それぞれ感染症の収束に向かってそれぞれ消費喚起、この辺を重点を当てた市の単独事業と考えております。一貫して、我々は大阪府、それから国、それぞれの対策事業がされているんですが、その隙間に対して、どう支援ができるのか、こういう視点で取り組んでまいりました。今、南半球のほうでは冬の季節に入り、非常に感染が要は拡大しております。

それから東京都においても一定収束しかけたところですが、また新規感染者もふえてまいりました。そういう部分では、第2波、第3波、どういう時期にやってくるか分かりませんが、専門家によりますと、冬季になれば、第2波、第3波、こういう

ことも心配されています。そういう部分では、今回で新型コロナウイルス感染症対策が最後ということではございません。先ほど財政課長が言いましたように、お金のやりくりとしては、やはりそういう臨時創生交付金を頂ければ、それに財政調整基金に戻したいというのが本音ではございますけれども、やはり市民の生活を見ながら、第2波、第3波に対しまして、市がどう支援できるのか。これはやはり一定今回で最後ということではないということはおご理解をお願いしたいと思います。

○野口博委員長 浅尾課長。

○浅尾人事課長 それでは、第三者委員会の報酬の件でご質問ございましたので、答弁をさせていただきます。

この第三者委員会の委員の報酬なんですけれども、この委員会の性質上、会議の開催ですとか、調査の期間ですとか、こういったことで一定の独立性を確保しないといけないということで、なかなか予算計上が難しいわけなんです。今回は、委員おっしゃられましたように4人分の委員の方が3時間程度調査、ないしは会議の出席を行っていただく回数として10回程度ということで予算計上をさせていただいております。今後、委員会の活動を開始した後、必要に応じて補正計上が必要な場合には、改めて提出をさせていただくことで考えております。

以上です。

○野口博委員長 小田原参事。

○小田原警防第2課参事 オゾンの性能についてご説明申し上げます。

今回の要求には、3種類ございまして、まず本署の1台ですが、高濃度のオゾンガスを大風量により、広範囲の空間をオゾンガスで除染できることが可能でして、また

遠隔操作が可能で、運転時にいろんな設定がコントロールできるというものでございます。出張所におきます3台でございますけれども、ハンディタイプでかつ高濃度のオゾンガス発生装置でございまして、自動運転と自動停止ができて、救急車内であったり、少し小さな部屋であったり、そのようなどころに対して除染することが可能でございます。

それと最後に、救急車の4台でございますけれども、このオゾンガス発生装置につきましても、救急車内に常時置くものでございまして、濃度も0.1ppmという設定条件がございまして、この設定条件であれば稼働しながら、稼働時にも人体への影響がございませんので、活動しながら使用できるというものでございます。

以上でございます。

○野口博委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 まず副市長のほうから今後の支援策等についてもお話をいただきまして、これからもやっぱりしっかり市民に実情をよく把握していただいて、寄り添うように取り組んでいただきたいということを、これはお願いしておきたいと思っております。

それから3番目の事務執行に対する第三者委員会の報酬の件ですけれども、3時間掛ける10回、おおむねということでしたけれども、なかなか10回を超えるかも分からないしということで、予算を立てるのは難しいんだということでございました。この一番肝心なのは、この案件を通じてどこに問題があったのかという認識を持っているか。そして今後、これを元でどういう組織を目指していくことになるか、ここが一番大事だと思うんですけれども、これは第三者委員会の意見を聞いた上で

の方向性になるんだろうと思いますが、今の時点でこれまでもいろいろ不祥事というのはあったわけですが、その都度いろんな形で、そういうことをしてきておられますけれども、さらにこの組織をどういう方向に持っていこうと思われているのか、答えられるようであればお答えいただきたいと思っております。

それから消防のほうのオゾンガス発生装置の件ですけれども、いざやっぱり新型コロナウイルス感染症発生した場合は、やっぱり空間であり、いろいろなところを除菌するという点では、非常に重要であると思っております。これは消防に限らず、いろんな施設、市内の施設であっても、もし感染者がそこで出たということになりますと、その部屋なり、使用したものを除菌せなあかんということになりますから、先ほど松本委員からもありましたけれども、こういう必要性があるときには貸出しができるようなこと、一度検討をいただきたい。また、消防だけではなくて、他の部署でも必要があるならば、そういう購入も検討いただきたいということを要望しておきたいと思っております。

○野口博委員長 大橋市長公室長。

○大橋市長公室長 そうしましたら私のほうからお答えをさせていただきます。

なかなか現時点で、組織の方向性というか、在り方の部分についてお答えすることは難しいんですけれども、条例案件のところでもご議論いただくことになると思うんですけれども、コンプライアンスであったり、ガバナンスであったり、そういったところの部分についてもやっぱり第三者委員会のほうで検証いただきたいと思っています。ガバナンスといいますのは、単に法令遵守という意味だけではなくて、最

近では倫理観であったり、道德感、社会規範といったところを含めてコンプライアンスと言われている部分がございます。例えば倫理観でありますと、守るべき秩序、行動規範といったことがありますし、道德感でいいますと、善悪をわきまえた正しい行動の在り方ということになってまいります。そういったところをしっかりと今回の不適切であった事務執行の在り方の要因であったり、背景にあったそういうところがあったのか、なかったのか、どういう部分が今後、正しく是正しなければならないのかというところで、しっかり検証していただいた中で、組織の在り方について見直してよりよい方向に持っていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○野口博委員長 藤浦委員。

○藤浦雅彦委員 先ほどの問題は、どの条例でもあるとおっしゃいましたけれども、この税の誤還付の話と、その後に出てきた親睦会費の話とはちょっと性質が違うと思うんです。片方は故意ではなかった、もう片方は故意であったということで、分けて考えないといけないと私は思っています。やっぱり人間というのは、ミスをしませうからね、誰だって。大事なものはミスをいかにかどこの時点で見抜くかということがまず一つは大事だと思うんです。ずっと決裁印を押していかれるんやから、そのどこの段階で見抜くという、そういう警戒心の一つを持っておくということが一つは大事だと。

それから起こった後の処理の仕方、これがまた特に私は大事だと思います。市民にしっかりと透明性を説明できるような、そういう体質を作っていくというのは非常に大事だと思います。そういうことも踏ま

えて、今後しっかり検討していただいて、これを機に本当に市役所の気風が良くなったと、是正されたと言われるようなこの取り組みにしていきたいなということをお願いをして質問を終わります。

○野口博委員長 藤浦委員の質問が終わりました。

南野副委員長。

○南野直司委員 ちょっと1点だけお聞きしたいと思います。15ページの選挙対応ということで、先ほど来議論がありました。今年の市長選挙、あるいは市議会議員の補欠選挙に向けていろいろ対応を取っていかれると思います。特別給付金が全国民に10万円ずつ給付されるということの中で、その申請方法として郵送、そしてもう一つはオンラインを通して、インターネットあるいはスマートフォンからマイナポータルを介して申請をしていただいたわけでありまして。選挙のときにおきましても、やはり3密を大きく回避できるのは、このような24時間、365日いつでもどこでも自宅から、職場から投票ができるといったオンライン投票というものが大事になってくると私自身は認識をしているわけでありまして。総務省、あるいは大阪府等々の通達ですかね、まだまだこの先、近い将来はそのようにオンライン投票ができるようになってくると思うんですけれども、そういう情報といいますか、そういうのをもし聞いておられたら教えていただきたいなと思います。

1点だけお願いします。

○野口博委員長 菰原局次長。

○菰原選挙管理委員会・監査委員・公平・固定資産評価審査委員会事務局次長 それでは、南野委員のオンラインによる投票についてご答弁申し上げます。

公職選挙法上、インターネット投票というのは、まだまだ認められていない状況でございます。現状としましては、郵便投票によりご自宅で投票できる方法がございますが、要介護5であったり、重度の障害のある方と対象者は限られているところでございます。しかしながら、国のほうも研究を進めているという情報を得ております。在外選挙について、国の選挙に限られますが、インターネット投票システムのモデルを検討した上で、実現に向けて技術面、運用面の課題と対応方を検討中ということになっております。その上で、国内で認めることにつきましては、システム規模や安定稼働対策、コストなどの課題のほか、投票立会人不在の中での投票を広く認めるということも議論としては克服しなければならないということですので、今後も情報収集に努めてまいります。

以上です。

○野口博委員長 南野副委員長。

○南野直司委員 分かりました。まだまだ先になると思いますが、しかし、今回マイナンバーカードを多くの方が申請されているわけです。そのような、国の動向を見ながら、摂津市もしっかりと先進自治体に乗り遅れることなく注視しながら対応していただきたいと思います。

以上です。

○野口博委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午前11時 休憩)

(午前11時2分 再開)

○野口博委員長 再開します。

続いて、議案第56号の審査を行います。

質問のある方。

松本委員。

○松本暁彦委員 それでは、質問をさせていただきます。

先ほど来、この関係についても少し議論がありました。それを省いて確認をさせていただきたいと思います。

まず、この第三者委員会設置に当たり、過去このような第三者委員会を立ち上げた事例があるのかというのを教えていただきたいというところと、この4人のメンバーといいますか、実際委員会の構成メンバーはどのようにお考えなのか、今の考えている範囲で結構ですので教えてください。

以上です。

○野口博委員長 浅尾課長。

○浅尾人事課長 それでは、ただいまのご質問に答弁をさせていただきます。

第三者委員会のような委員会の開催は過去あるかということでございますが、今回初めて開催するというような形になるかと思えます。委員4名の想定ということでございますけれども、一つはやっぱり弁護士の方、この専門的な知見を生かして、解決に導いていただきたいと思いますし、事務の適正化の観点ということでいいますと、税理士や会計士の方というのも想定をされます。あるいは学識経験、行政の職員としての経験など、こういう経験を有する方ということで合計4名ということで現在のところは想定をしております。

以上でございます。

○野口博委員長 松本委員。

○松本暁彦委員 初めの第三者委員会というところを理解いたしました。それを踏まえるとやはり委員会の構成メンバーの方には、そういった他市等で、このような委員会というのを経験されている方とい

うところが重要になってくるのかなと思います。本市としても、ぜひこの第三者委員会の立ち上げや設置、そして今後対応するに当たって他市の事例というのもしっかりと研究をしていただければなと思います。それで、この二つのアウトプットについては、先ほど藤浦委員のほうで話をされたということで、コンプライアンス等しっかりと説明をしていくというところについては理解をいたしました。

なお、この取り組みについて、スケジュールについてどのようにお考えなのか、成果というのは、いつまでというのはある程度お考えなのか、教えてください。

以上です。

○野口博委員長 浅尾課長。

○浅尾人事課長 それでは、ご質問にお答えいたします。

スケジュールの関係でございますけれども、できる限り早期に委員の人選を進めさせていただきまして、活動を開始したいと思っております。遅くとも年内に中間報告を出せるような形で進めればという想定はございますけれども、先ほどの補正予算の審査のときに答弁をさせていただきましたように、調査の期間ですとか、会議の日程ということがある程度の独立性を確保するというのを念頭に進めなければならないと思っております。具体的な最終の答申の時期を想定するというのは少し難しいのかなというふうには考えているところでございます。

○野口博委員長 松本委員。

○松本暁彦委員 こちらは要望とさせていただきます。

成果については、当然委員会のメンバー等でしっかりと検討して進めていくというところで理解をいたしました。しかしな

がら、この問題というのは、早期に、それぞれ対応はしていただいていると思うんですけれども、やはりできる限り早期にしっかりと対応するという事は大事になってくるかと思っております。その点、少しでも早くしっかりと第三者委員会を立ち上げ、メンバーを決め、手続等、そしてアウトプットを出していただけることを要望いたします。

以上です。

○野口博委員長 松本委員の質問は終わりました。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午前11時7分 休憩)

(午前11時9分 再開)

○野口博委員長 再開します。

議案第57号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

松本委員。

○松本暁彦委員 それでは、2点質問いたします。

まず1点目につきましては、衛生一般廃棄物作業従事手当の支給対象の職員というところで、具体的に本市においてはどのような職員が当てはまるのかというところと、あと、こちらについて令和2年3月1日から適用するというところで、実際にこの事例というのがあるのかどうか、この2点をお聞かせください。

以上です。

○野口博委員長 浅尾課長。

○浅尾人事課長 それでは、私のほうから質問にお答えさせていただきます。

今回、衛生一般廃棄物作業従事手当の支給対象となる方のうち、新型コロナウイルス感染症の患者、またはその疑いのある者の救護に従事した者に関する特例を設ける内容になっておりまして対象といたしましては、救急業務に当たります消防職員ということで想定をいたしております。適用を3月1日からということで、国に準じてさかのぼって適用するというような構造になっておりまして、実際に本市においても、これまでの間、15件ほどその疑いのある方の搬送も含めまして、消防のほうで対応しているという状況でございます。

以上でございます。

○野口博委員長 松本委員。

○松本暁彦委員 本市においては、救急隊員と、実際に事例としては15件あったところで理解をいたしました。これは先ほどの救急隊員の装備ですか、マスク等をしっかりとしていくところで、この事例等も踏まえて必要性というのは理解をいたしました。

以上です。

○野口博委員長 ほかにございませんか。弘委員。

○弘豊委員 そうしましたら私のほうからも1点だけお聞きしておきたいんですけども、今回新たな手当の特例を受けられる、先ほどのご答弁を聞いていても危険手当みたいなそういう意味合いなのかなと思うわけですが、国としてこういったのが必要だということでやられているのか、全国、消防に限らず危険手当みたいなことと言いましたら、その他の対象はどうなのかというようなことも気になるんですけども、本市としては救急だけに限られるのか、また他の自治体とかではどうなのかみたいなことで、もし分かればお聞きして

おきたいと思います。

○野口博委員長 浅尾課長。

○浅尾人事課長 それでは、ただいまの質問に答弁をさせていただきます。

委員がおっしゃられましたように、国のほうで新型コロナウイルス、クルーズ船以降、患者の方、また疑いの方に対応されている様々な職員がおられるという中で、感染リスク、厳しい環境ですね、こういったことに対して平常時には想定されないということで、この手当の特例を国のほうにおいても認めていると。病院でありますとか、それから軽症者の宿泊施設、この対応に当たる職員ですとか、こういった方々が対象になっているわけなんですけれども、その施設への移動の動線上といたしますか、車内についても対象となるという見解が国のほうから4月下旬に示されまして、これを受けて各市で消防の職員に対する特殊勤務手当の特例を定めようという動きが始まっているという、そういうことでございます。

以上でございます。

○野口博委員長 弘委員。

○弘豊委員 実際に新型コロナウイルス感染症にかかれた患者の方、そういう方々に実際に触れる仕事ということで言いますと、摂津市役所としては救急のみということになるわけですが、一方で病院とかは、民間の病院がされているわけで、そういった民間の方に対するそういう投資ということがどうなのか、市民病院みたいな公的な病院をお持ちの自治体はそのところでも出されているのかなということなんですけれども、市内医療機関の実態と併せて、もしそういうものがやられているのかどうか、確認で聞いておきたいと思います。

○野口博委員長 浅尾課長。

○浅尾人事課長 そうしましたら私のほうから答弁させていただきます。

民間の病院における手当の関係、労働者に渡る賃金で、情報を現時点で把握しているわけではないですが、この手当の特例を定める議案を提出するのに当たって、各市の状況というのは一定調査を行っておりまして、やはり市民病院をお持ちの自治体なんかは市民病院の看護師の方、医師の方、こういう方への特例の適用ということは当然検討されておられる状況でございましたので、公的な分野における病院等の対応というのは、一定どの自治体も取られる状況ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○野口博委員長 弘委員。

○弘豊委員 ありがとうございます。

医療の関係、救急の関係で本当にやっぱりこの間ご苦労もされてこられたと思いますし、リスクのある中で感染予防をしっかりと取り組まれてきていると思っております。

一方で、やっぱり医療も公的な役割をなかなかそういう機関がない中で民間の医療機関ということ、本当にご苦労もされていると思っておるんですけれども、摂津市としては、支援策の第2弾のところ、医療や介護、福祉の働いている方、現場の方への応援の激励金ということもしましたけれども、本当にわずかな支援ということでありました。今本当に医療もそうだし、介護も福祉もいろんなところで、リスクとともにすごくストレスを抱えて仕事をされているというようなことからしたら、摂津市でも、実際に新型コロナウイルス感染症患者に関わってはいないけれども本当

にストレスを抱えながら日々お仕事されている。例えば保育の現場とか、なかなか休業できる場所はお休みよと言ってもそうではなくて、3密の中でお子さんを保育しているみたいなことも聞いたりもしましたし、そういった点では、いろんなそういったところに対する手当なんかがあってもいいのかなということを感じたりもこの間してました。そういった点では、今回は国のほうで特にそこら辺りの措置というのは出てはいませんが、またそういう声もあるというようなこと、もし機会があればまた上げていただけたらなというふうに要望として終わっておきたいと思います。

以上です。

○野口博委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時18分 休憩)

(午前11時19分 再開)

○野口博委員長 再開します。

議案第67号の審査を行います。

補足説明を求めます。

明原消防長。

○明原消防長 議案第67号、摂津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、補足説明をいたします。

議案参考資料は、58ページから63ページでございます。

今回の改正は、最近における社会経済情勢を鑑み、消防団員等の処遇の改善を図るものでございまして、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正を受け、本条例の一部を改正いたすもので

ございます。

同政令の改正につきましては、昨年、一般職の職員の給与に関する法律に規定される俸給月額が改定されましたことを受け、損害補償の額の算定の基礎となる補償基礎額について改正がなされ、また民法の改正により法定利率が改定されたことに伴い、障害補償年金等の支給停止等に係る利率について改正がなされたものでございます。

それでは、改正条文等に沿いまして、ご説明を申し上げます。

初めに、題名の次に目次として、第1章、第2章、第3章及び附則を付記するものでございます。

本文についてご説明いたします。

第5条は補償基礎額についての規定でございますが、同条第2項第1号では、字句の整備を行い、同項第2項では消防作業従事者等に係る損害補償基礎額の最低額、現行8,800円を8,900円に改めるものでございます。

同条第3項では、同条第2項第1号での改正字句を引用し、事故発生日と改めるものでございます。

附則第3条の4は、障害補償年金前払一時金、附則第4条は、遺族補償年金前払一時金についての規定であります。これらの前払一時金が支給された場合における年金等の支給停止期間の算定に用いる利率について、旧民法の規定を準用し、100分の5としていたものを改正民法の規定に準じ、事故発生日における法定利率に改めるものでございます。

別表は消防団員に係る補償基礎額表ですが、表中の補償基礎額について政令の基準どおり引上げを行うものでございます。

附則といたしまして、第1項でこの条例は公布の日から施行するものとし、新条例の規定は、令和2年4月1日から適用するものとしております。

第2項は経過措置、第3項は内払いについて規定をいたすものでございます。

以上、議案第67号、摂津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件につきましての補足説明とさせていただきます。

○野口博委員長 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午前11時22分 休憩)

(午前11時23分 再開)

○野口博委員長 再開いたします。

議案第58号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

松本委員。

○松本暁彦委員 それでは、質問をさせていただきます。

概要というところで、まず第15条第1項第2号中の「寡夫」を「ひとり親」というところと、「125万円」を「135万円」に改め」というところ、この2点をちょっと、なぜこのようになったのか概要をお聞かせいただければと思います。

もう1点が、今回の新型コロナウイルス感染症対策に関わる税の控除等がございます。この新型コロナウイルス感染症対策についての内容について、概要をお聞かせください。

以上です。

○野口博委員長 妹尾課長。

○妹尾市民税課長 それでは、ただいまの松本委員のご質問にお答えいたします。

まず第15条関係のところのご質問でございました。個人の市民税の非課税の範囲で改正があった部分の内容でございますが、まずこの令和2年度の税制改正でひとり親と言われる方につきまして、今まで婚姻歴の有無による不公平というところがございました。そしてひとり親でも男性の場合の寡夫、女性の場合の寡婦というのがございますが、男性の場合のひとり親、寡夫の方の場合は、控除を受ける場合に所得の制限というのが一定かかっておりました。女性のひとり親の場合、かかっていない部分もございましたので、その間、男性、女性という場合のひとり親間の不公平を解消するというのを念頭に置きまして、どちらの場合もひとり親の場合は、ひとり親という文言を使うということになりまして、男性のひとり親の寡夫という文言は使用しない形になりました。女性の寡婦というのは、子どもを扶養していない場合でも寡婦という税制上の区分がございますので、その名前の分は残りましたが、そちらのほうのひとり親というのは、一応生計を一にする子を扶養している場合という規定をしております。今まで非課税の世帯の区分を125万円としておりましたところ、135万円という改定がございましたのは、令和3年度からの改正がございましたけれども、今までの給与所得と公的年金の所得がある方につきましての所得控除の制度の見直しを図って、一部10万円ですけれどもこれをそちらの控除から基礎控除のほうで10万円を取るという振り替えを行う対応をするということで、その分、給与所得、公的年金等の控除

が一旦減る形になるので、所得自体が同じ収入でもふえる形になってしまうというところがございます。しかしながら基礎控除において10万円ふえますので、最終税額を判定するときには、同じ収入で影響が出ないようにと考えているところで、所得の金額のところを10万円を足した135万円にという形に改定するということになりました。

あと、新型コロナウイルス感染症に係る税額影響、控除の考え方ですけれども、二つございます。附則の第54条のところ、これ法改正に伴いまして、イベントが新型コロナウイルス感染症等の影響で中止になった場合の主催者に対する払戻し請求権を放棄した場合、個人の市民税の所得への納税義務者に対して寄附金税額控除を適用するという規定を整備いたしました。

もう一つは、附則第55条でございますが、こちらは新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別控除の特例という形になっております。もともと住宅借入金特別控除につきましては、令和2年12月31日までの住宅取得、入居に関しましては、税額控除期間を13年間としていたものでございますが、新型コロナウイルスの影響で、住宅への入居等が遅れた場合につきまして、適用条件を一定の期日までに契約が行われていることということを経済にいたしまして入居が1年後、令和3年12月31日までの入居期限としたものにつきまして控除の適用期限を令和15年度から令和16年度とする形に改定をするという形のを設けたということでございます。

以上でございます。

○野口博委員長 松本委員。

○松本暁彦委員 寡夫をひとり親にとい

うところにつきましては、時代の流れに沿ったものというところで理解をいたしました。

またその125万円から135万円に上がる、あるいは10万円加算した金額というところで、これについては一般的なサラリーマン、給与所得控除がマイナス10万円となるものの、基礎控除がプラス10万円ということで認識をいたしました。サラリーマンについては大きな変化はないというところです。この税控除によってどのような方々がメリット、あるいはデメリットを被るかというのは、どう認識されているのかというところを教えてくださいたいと思います。

あと新型コロナウイルスにつきましては、第54条のところの中で、市長が指定するものの中止、もしくは延期、または規模の縮小により生じた当該指定行事と書いてありますけれども、実際本市においてそういったものがあるのかどうかというところを教えてくださいたいと思います。

そしてまた、住宅借入金について、令和15年度から令和16年度にすると、延期をしたというところで理解いたしました。

その2点お願いします。

○野口博委員長 妹尾課長。

○妹尾市民税課長 それでは、松本委員の2回目のご質問にお答えします。

実際に、この給与所得控除、公的年金等の控除が基礎控除に振替された場合の影響ということでございますが、この見直しにつきましては、もともと働き方の多様化を踏まえまして、フリーランスであるとか、給与所得や公的年金の収入の方などの部分においては、特別な所得控除というのが設けられていないという状況でございますので、その部分について見直しを図る

ことによって働き方改革を後押しする様々な形で働く人を応援するという観点からこの改正が行われたというところでございます。

影響といたしまして、実際に給与所得控除が減った場合についての影響がございしますが、高額のある方については、一部影響が出ると。基礎控除のほうのプラス10万円ではちょっと足りない形の控除になりますので、その方々につきましては、課税の状況に一部影響があるのかなと思っております。平成31年度の当初課税の状況で考えますと、給与所得者で、今度影響を受けるのが850万円以上の収入がある方が影響を受けられるのかなと考えておりますので、そういう所得層につきましては、給与所得者自体が全体の納税義務者の約8割なんです、その約8割のうちの850万円以上の所得層というのが約9%程度、3,000人弱かなというふうに見ております。その方々が課税の状況においては、少し影響を受けられるのかなと考えております。

あともう1点でございますが、イベント中止の部分についての行事、市長が指定するという行事につきまして、基本的にはこの指定行事自体が文部科学大臣の指定する行事ということでございます。そのうち、市長のほうで指定する行事ということでございますが、国のほうからもこういった文化スポーツに関するイベントが中止となったことによって、それを主催する、そういう文化とかスポーツのところを後押ししたい、応援するというような趣旨でこの寄附金の税額控除の制度が出されたということに鑑みて、各市町村のほうでもなるべくそういうことを制限というよりは広く捉えてもらいたいということが言わ

れておりますので、どこに限ってということについては、まだちょっと決まっておられませんけれども、そういう趣旨に鑑みた形の指定ということになるかというふうに考えております。

以上でございます。

○野口博委員長 松本委員。

○松本暁彦委員 理解をいたしました。

働き方改革を後押しするという観点というところ、そして、約9%の方がそういったところで影響を受けるというところと理解をいたしました。この税制改正は必要なものかなと理解をいたします。

また、新型コロナウイルス感染症に関わる寄附金、税額控除の特例というところも国の文化を守る中での一環ということで理解をいたします。この場合も市としても積極的に、それらの状況が生じた場合、指定等しっかりと文化を守る取り組みについてやっていただければと思います。

以上です。

○野口博委員長 弘委員。

○弘豊委員 そうしたら続いて質問していきたいと思います。

先ほど来、松本委員の質問、答弁の中で、個人所得税の見直しというようなことで一定今回の改正によって税額がふえる方もいらっしゃるということがありました。800万円以上の収入がある方、所得が比較的に高い方というようなことで言われておりますけれども、摂津市でもおよそ3,000人程度というふうになるんだなということで、こういう増税ですね。国の税制改正による今回見直しというようなことで、摂津市としてどうこうというのはなかなか難しいのかもしれないけれども、そういう影響が出てくるということでした。

所得の低い人は影響が全くないのかと

いえば、決してそうじゃないように思うんです。というのも先ほど課長が説明されていた中で、10万円の給与所得控除、公的年金控除の減らした分を基礎控除に振り替えるということの中で所得自体が上がる、10万円上がるというふうな、そういう捉まえになったときに、様々医療、年金、子育て支援等含めて、所得制限等が設けられているところで、そこが影響を受けるんじゃないのかということが、国の税制改正の議論の中でもあったというふうに聞いております。そこら辺りは基準の見直しもやっていきますよということ、その一つが非課税措置の見直しのところでの調整なんかもそうなんだろうと思うんですけれども、今、摂津市の独自施策なんかも含めて、そういう所得の基準の見直しということの動きというのはやられているのかどうか、その点について一つ聞いておきたいのが1点です。

それともう一つ、議案の6ページのところで、法人市民税に係る経過措置というのがあるんですが、ここは連結納税制度の見直しということになるのかなと思うんですが、これについて簡単に概略をお答えいただければと思います。

以上です。

○野口博委員長 妹尾課長。

○妹尾市民税課長 それでは、弘委員のご質問にお答えいたします。

今回の令和3年度からの個人市民税のほうの見直しというところで、一旦所得額のほうのところで、控除のほうが見直しをされる分で所得制限があるものに対してのいろんな制度の基準の見直しがあるかということのお問いでございましたが、もちろん社会保障制度に関わってくるものについては、この制度を見直しするという

改正案が出たときに、いろいろ議論はされておられたということでお聞きしております、それぞれの制度の中でその基準の部分はどうするかということは、議論されて所要の改正を行うというふうにお聞きしておりますので、ご心配いただいている所得の分が上がったことによって収入が変わらないのにいろいろな負担がふえるというようなことがないようにというふうには考えられていると思っております。

市独自の施策の部分については、ちょっと私のほうでは今のところ把握しておりませんので申し訳ございませんが、そういうふうに国と同じような形でしないといけないとは思っております。

もう1点、法人課税の関係で、連結納税制度の見直しの部分でございますが、現状、法人課税の、国の課税の部分におきまして、連結納税制度というのを適用しておられますが、この制度の適用実施とか、グループ経営の実態を踏まえて、企業の事務負担の軽減とか簡素化という観点から国のほうで見直しを行うと。ただ、損益通算等の基本的なグループ内での枠組みは維持して、各法人が個別に申告納税を行うというグループ通算制度に移行するということになるということでございます。ただ、現状、連結納税制度を選択している法人がそのままということであれば、この通算制度でいきますけれども、また単体での申告納付という形を取られるかどうかというのは、これの適用が令和4年4月1日以降の事業開始年度からということですので、準備期間がございますので、その間で法人のほうに準備をいただくというようなことであるというふうに改正のほうはしていくということでございます。

以上でございます。

○野口博委員長 弘委員。

○弘豊委員 ありがとうございます。

先ほどお答えいただいた所得税の見直しの影響で社会保障のほうにいろいろ連動してくる部分があるんだろうなということで、国のほうも介護保険だったりとか、健康保険であったりとか、いろいろと全体に関わる事業については、見直しの動きにはなっていると思うんですけども、まだ今の時点で、きちっとそれが制度に反映しているかといったらそうではありませんので、そこら辺りはしっかりとまた他部署のほうも含めて見ていってもらえたらなと思っております。

それと、市独自で取り組んでいるいろんなところについては、このところを本当にやっていかないと、ともすれば収入がふえていないのに、所得がふえたということで、これまで受けられていた分が受けられなくなる、そういうことにもなりかねないので、ここら辺り、副市長のほう、福祉の分野のほうにもぜひ目配りをしていただくといいことをお願いしておきたいと思えます。

それと連結納税制度の部分は、新たにグループ通算税制ということで変わっていくということなんですけれども、これまで私どもいわゆる大企業に対する優遇税制があるんじゃないかなということで見直しを求めてきておまして、この見直しと聞いたときに、何かしら改善されるのかなということをおもいましたら、優遇制度は残されていくということの中では、問題があるなという視点で今回の税制改正としては見ておりますので、市として具体的に市内企業の状況からしてどうなんだということはなかなか分かりにくいと思うんですけども、またこういう意見もありま

したというようなことで受け止めてもらえたらと思います。

○野口博委員長 ほかに質問ありますか。

南野副委員長。

○南野直司委員 ちょっとご要望だけさせていただきますと思います。

今回、税制改正の中で、今回の新型コロナウイルス感染症の影響で住宅建設の遅延によって住宅への入居が遅れた場合でも、例えば令和2年12月31日の期限内に入居したのと同様の住宅借入金等特別控除が受けられるよう適用要件を弾力化し、令和16年までとするという措置を取られるということでありまして、これは市税のほうですけれども、ちょっと課長もいらっしゃるので、固定資産税のほうですね、部長もいらっしゃいますので、ちょっとご提案というか、お願いだけしておきたいと思いますが、この新型コロナウイルスの影響もそうなんですけれども、建設資材が入ってくるのが遅れたりして、住宅の建設が遅れている話をよく聞くんですね。そんな場合に、固定資産税の賦課期日であります、例えば持ち家を建て替えたときに、1月1日で住宅が完成していないと、その土地の評価が住宅用地としてみなされなくなると、どんと固定資産税が住宅用地と比べてかなり高くなるわけですが、そういう場合に特例措置として取られている市があります。例えば、持ち家のオーナーといいますか、持ち家の方が新たに住宅を壊して新築をする場合は、1月1日に建設中で完成していなくても、その年中に完成すれば住宅用地として評価しますよという特例を、これは新型コロナウイルスにも関係なく取っておられる市がございますので、摂津市も、私も市民の方からそういうお声を聞いております

ので、ぜひ可能であればいろいろハードルはあると思うんですけども、それとか特例を取るのに条件も必要かと思っておりますけれども、1回ご検討いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で終わります。要望です。

○野口博委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午前11時47分 休憩)

(午前11時50分 再開)

○野口博委員長 それでは、再開いたします。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 討論なしと認め、採決いたします。

議案第37号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第56号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第57号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第58号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口博委員長 賛成多数。よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第67号について、可決することに

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

(午前11時51分 休憩)

(午前11時52分 再開)

○野口博委員長 再開します。

本委員会の所管事項に関する事務調査について協議をさせていただきます。

本委員会の行政視察については、5月に実施予定で進めておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、4月15日付で延期に係る通知をお送りさせていただきました。その後、6月1日に各委員長で委員会の行政視察について協議させていただきました。緊急事態宣言は全国的に解除されましたけれども、引き続き3密を避けるなど感染症への防止対策を講じる必要がある状況下において、委員会の行政視察を行うことは困難ということが確認されました。これを受けまして、令和2年度につきましては、本委員会の行政視察を中止させていただきたいと思いますので、お諮りしたいと思います。皆さん、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

これで本委員会を閉会いたします。

(午前11時53分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

総務建設常任委員長 野口 博

総務建設常任委員 藤浦 雅彦